

9月20日
(10:30~11:10)
16 総理府に
おいて

○ 陳情書に対し回答が場合の骨子案

厚生省

1. 陳情を受領した旨
2. この件に関しては韓国政府の慰解と不知の交渉があること、在韓大使館を通じ、陳情内容を韓国政府に伝へ、同政府の慰解を求めるとのこと。また、

○ 陳情書に対し回答が場合の骨子案

外務省

1. 陳情書を受領した旨
2. 要望 第1項から第3項までのおおむねの要望第5項については実現は難しい。要望第4項「韓国人被爆者福祉センター」の設立計画の側面的支援に関しては、計画の具体的な内容、韓国政府の近年の状況等を承知していないが、韓国政府から外交ルートを通じて申入れがあれば関係省で検討したい。
3. 陳情の趣旨は韓国政府に伝へ、在韓国の原爆被爆者救済問題に関する同政府の慰解を求めるとともに、韓国政府の要請があれば日本政府として協力がする範囲で問題解決のための努力をすること。したい。